



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農地地域住民の生活と体育・スポーツ：北海道上川郡鷹栖町北成地区専業農家の事例
Author(s)	三好，洋二；長屋，昭義；鈴木，一央
Citation	北海道大學教育學部紀要，43，15-42
Issue Date	1984-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29270
Type	departmental bulletin paper
File Information	43_P15-42.pdf



農村地域住民の生活と体育・スポーツ

—北海道上川郡鷹栖町北成地区専業農家の事例—

三好 洋二・長屋 昭義・鈴木 一央

Sport Activity in the Life Process of Peasant

Youji Miyoshi, Akiyoshi Nagaya, Kazuo Suzuki

目 次

I 分析の課題と方法	15
II 鷹栖町と社会体育	17
1 鷹栖町の概況	17
2 鷹栖町社会体育	21
3 北成地区社会体育	24
III 専業農家の生活過程と体育・スポーツ	25
1 北成地区及び調査対象農家の特性	25
2 生活過程と体育・スポーツ	28
IV 総 括	38

I 分析の課題と方法

本研究の課題は、北海道上川郡鷹栖町北成地区という限定された地域の専業農家を分析の対象として、農村地域住民が、いかなる生産・生活過程のなかで、体育・スポーツへの関わりをもっているのか、その実態を明らかにするところにある。

従来、「地域社会とスポーツ」論ないしは「コミュニティ・スポーツ」論については、体育社会学及びスポーツ社会学の分野において、数多くの研究がなされてきた。そして、それらの数多くの研究の問題点については、すでに中島信博・上羅 広によって総括的に指摘されている¹⁾。

確かに、従来の地域社会における住民のスポーツ意識・態度、施設、指導者、スポーツ集団等についての個別的調査研究とその実態把握、それも数量化して分析した成果は、それぞれの地域におけるスポーツの現状を明らかにするという意味で、一定の意義をもつものであった。しかし、そこでの結果や問題点の指摘は、そのような現状がどうして出てくるのか、今後はどうなるのか、今後どうしたらよいのかを、地域の実体即して明らかにしていなかったことも事実である。同時に、地域住民の生活の実態に即した地域スポーツ計画の策定にあたって、必ずしも十分な有効性を発揮しえなかったこともまた事実であろう。

かつて、松村和則は、従来の地域スポーツ研究について、「『教育的』観点から、スポーツ振興の理念を前提とした、施設論、指導者論、組織論を展開するものであり、地域社会をとりあげつつも、その地域社会のもつ特徴、そこで現実に展開されている住民の生活と我々がとりあげるスポーツ活動との関わりを論じたものがあっただろうか。地域社会そのものの分析の欠如、さらには日々絶えることのない地域住民の生活の営為をも射程に入れる視座の欠落を指摘せざるをえない。」²⁾と、分析視角の不十分さについて批判を行なっている。

このことは、地域において生起する社会的現象としてのスポーツのある部分を、それだけ切

り離してとらえその解決の方策を検討するという従来の研究の進め方では、現実的課題に十分にこたえられなくなっていることを意味している。

とりわけ、地域を農村に限定したスポーツ研究においては、農村地域住民の体育・スポーツ活動が、「自発性の少ない」「単発的な行事中心的な活動」であり、いわば「西欧市民スポーツ型」³⁾の主体的・自発的なスポーツのあり方という理念からかけ離れた後進的かつ否定的なものとして指摘されてきたことは否めない事実であろう。

そこには、あるべきスポーツ理念によって、実体としての地域住民のスポーツ活動を切りすてていく研究上の方法論的欠陥を指摘せざるをえない。

すでに今日の都市、農村を含めた地域社会は、「高度経済成長」以降、大きな変動をとげてきた。そのような大きな変動のなかで、そこに住む人びとの生産（労働）・生活過程もまた大きな影響を受けざるをえなかった。

そういった現実の地域とそこで生き抜く人びとのありのままの生活を直視し、それを土台にすえながら地域社会において生起するスポーツの諸現象を位置づけ、克明に描きだすことこそ、今日の地域スポーツ研究にとって緊急かつ重要な課題である。

ところで、地域社会そしてそこで日々の生活を営む人びとのスポーツの実態やその社会的意味や機能を明らかにしようとするとき、とりわけ学校体育とは異なり、その活動の主体の大半が生産（労働）・生活過程に直接関わっている場合、その経済的・社会的基盤のうえにたって、住民諸階層の生産（労働）と生活を基盤にして明らかにするのでなければ、その構造的把握も困難であるといわなければならない。

いうまでもなく、スポーツ活動は各個人の個性や才能を発達させるといふ余暇生活の内容の一つをなすものであり、それが成立しうるためには、一定の日常生活を基礎にしていることはいうまでもないことである。その場合、人びとの生活をどうとらえるのかが重要である。地域社会研究を精力的にすすめている布施鉄治の研究グループは、地域住民にとっての生活、「それは現に地域社会に存する産業を土台として展開されている。人びとは生存するために一中略一労働を通じ、産業への関わりをもつことによって自らの生活の社会的再生産過程をはかってきた。そうした労働行為を媒介とした物質的・精神的生活を生産する仕方自体に諸個人の生活構造を捉える視点がある」と述べ、さらに人びとの生活過程の基本的構成を、「最も基本的な局面としての労働（ないしは生産）生活、家計維持的局面、労働力再生産的局面、社会関係の局面」⁴⁾の四つをあげている。

このように、現に展開されている地域住民の生活を捉えるとき、地域スポーツ研究に引きよせていえば、まず第1に地域の産業の実態把握からはじめられなくてはならないだろう。そして、第2に、その実態に規定される人びとの生産（労働）・生活を把握する必要がある。この二つの実態把握を基本にすえながら、人びとの家庭生活、社会生活、余暇生活といったその他の生活諸局面との有機的な関連のなかに、地域住民のスポーツ活動は位置づけられ、分析されることが重要なことであろう。とりわけ本稿では、生活時間過程に焦点をあてながら分析していくことにする。

以上のような枠組で地域社会におけるスポーツ活動の実態把握をしようとするとき、従来のような大量の数量化してみる方法のみでは、大きな傾向性は捉えられるとしても、微細な点にいたって明らかにしていくうえでは必ずしも十分とはいえないであろう。むしろインテンシヴ・メソッドによる実態把握の積み重ねが必要である。

本稿は、以上のような課題と方法に基づきながら、農村地域住民の体育・スポーツ活動への関わりを、特に生活時間過程に焦点をあてながら分析し、従来の地域スポーツ論に一つの資料を提供するのが目的である。

II 鷹栖町と社会体育

1 鷹栖町の概況

鷹栖町は、北海道のやや中央部に位置する上川盆地の西北部、北緯43°57'，東経142°25'～16'に位置し，東西11.8km，南北19.7 km，面積は137.8km²の広さを有し，鷹栖町の中心から旭川市へは12.3km，道都札幌市へは149kmの距離にある。

地勢は，おおむね盆地状をなして平坦地が多く，町の中央部には，鬼斗牛山脈に源を発するオサラッペ川が北から南に貫流し，近文山麓で石狩川に合流している。その流域は，地味も肥沃で米作地帯として理想的な農地が多く，北海道内屈指の米の主産地となっている。

気候は，内陸型の気象で，積雪期間は11月下旬から4月上旬に至る約130日間にもおよぶが，6月にはいと夏型の気候に移り，7月中旬から8月上旬までは最も暑い時期になる。過去には，幾度となく冷害・水害といった災害にみまわれ，農業生産にも大きな障害を与えてきた。鷹栖町の開拓は，こうした厳しい自然条件と闘いながらすすめられてきた。

鷹栖町の人口は，昭和31年の10,685人がピークであったが，「高度経済成長」の影響は例外なくこの町にも及び，昭和45年に過疎地域の指定をうけたことに端的に示されるように，その後人口の激減が続き，昭和50年には7,130人にまで減少している。その後，過疎振興対策として行なわれた住宅団地の造成，旭川市のベッドタウン化などによりやや回復のきざしがみえはじめ，昭和55年には7,509人，1,912世帯（一世帯当たり人口3.9人）となっている。（表2－1）

表2－1 鷹栖町人口・世帯数の推移

	人 口	世 帯	1世帯当りの人口
昭35	10,436人	1,825世帯	5.72人
昭40	9,279	1,782	5.21
昭45	7,943	1,694	4.69
昭50	7,130	1,700	4.19
昭55	7,509	1,912	3.93

資料出所：国勢調査

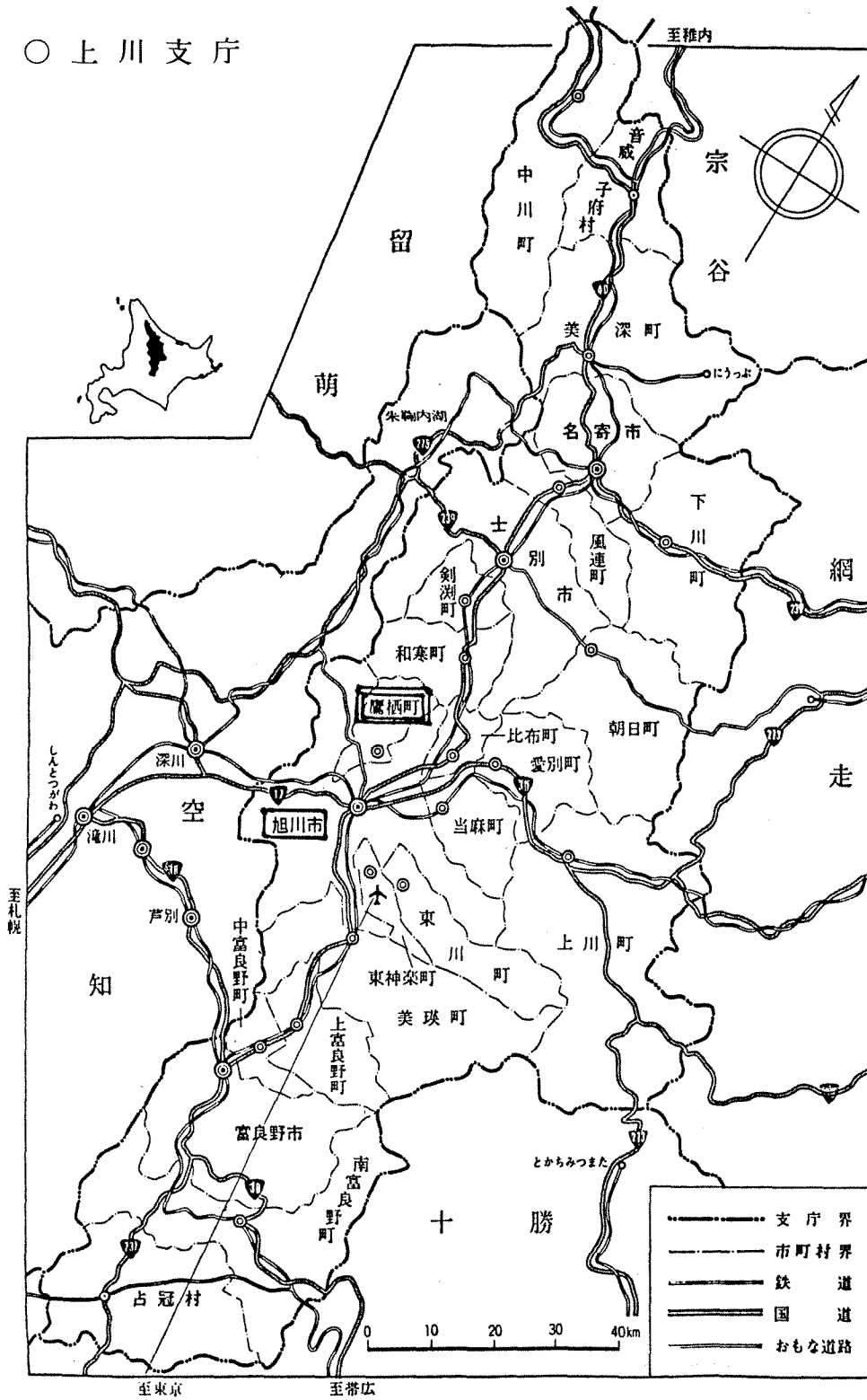
表2－2 鷹栖町年齢3階別人口の推移

	総 数		0歳～14歳		15歳～64歳		65歳以上	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
昭35	10,436	100.0%	3,564	34.1	6,354	60.9	518	5.0
昭40	9,279	100.0	2,713	29.2	6,030	65.0	536	5.8
昭45	7,943	100.0	1,950	24.5	5,362	67.5	631	8.0
昭50	7,130	100.0	1,610	22.6	4,774	67.0	746	10.4
昭55	7,509	100.0	1,631	21.7	4,951	65.9	927	12.4

資料出所：国勢調査

図1-1 鷹栖町の位置

○ 上川支庁



また、人口を年齢階層別にみると、昭和35年から昭和55年の間に、0歳から14歳までの人口構成比が34.1%から21.7%と大幅に減少している反面、65歳以上の人口構成比は5.0%から12.4%と増加し、老齢が進行している。(表2-2)

一方、鷹栖町の産業別就業人口の推移についてみると、第1次産業(主に農業)の就業人口構成比が、昭和35年の85.7%から昭和55年の47.9%と大幅な減少を示している反面、第2次・第3次産業の就業者人口構成比は増加の傾向にある。しかし、第2次・第3次産業の就業人口の増加は、必ずしも町自体の発展による雇用増大というのではなく、むしろ旭川市への通勤労働者が増加している理由によるものであり、第1次産業(主に農業)が町の基幹産業であることには変りはない。(表2-3)

しかし、鷹栖町の基幹産業である農業についても大きな変化があらわれてきている。表2-4は、専業・兼業別にみた農家戸数の推移を示したものであるが、農家戸数は、昭和35年の1,566戸から昭和55年の1,071戸と減少してきている。なかでも専業農家の減少は著しい。その一方で第1種・第2種の兼業農家が顕著に増加してきている。

表2-3 鷹栖町の産業別就業者の推移

	就 業 者 数				産 業 別 割 合 (%)			
	総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総 数	第1次	第2次	第3次
昭35年	5,787	4,959	204	624	100.0	85.7	3.5	10.8
40	5,057	4,014	281	762	100.0	79.4	5.6	15.0
45	4,783	3,511	304	968	100.0	73.4	6.4	20.2
50	4,012	2,526	415	1,071	100.0	63.0	10.3	26.7
55	4,136	1,981	674	1,481	100.0	47.9	16.3	35.8

資料出所：国勢調査

表2-4 鷹栖町の専業・兼業別農家戸数の推移

	総 戸 数	専 業	兼 業	
			第 一 種	第 二 種
昭 35	1,566	1,112	329	125
昭 40	1,061	582	316	163
昭 45	1,266	744	400	122
昭 50	1,139	320	523	296
昭 55	1,071	228	572	271

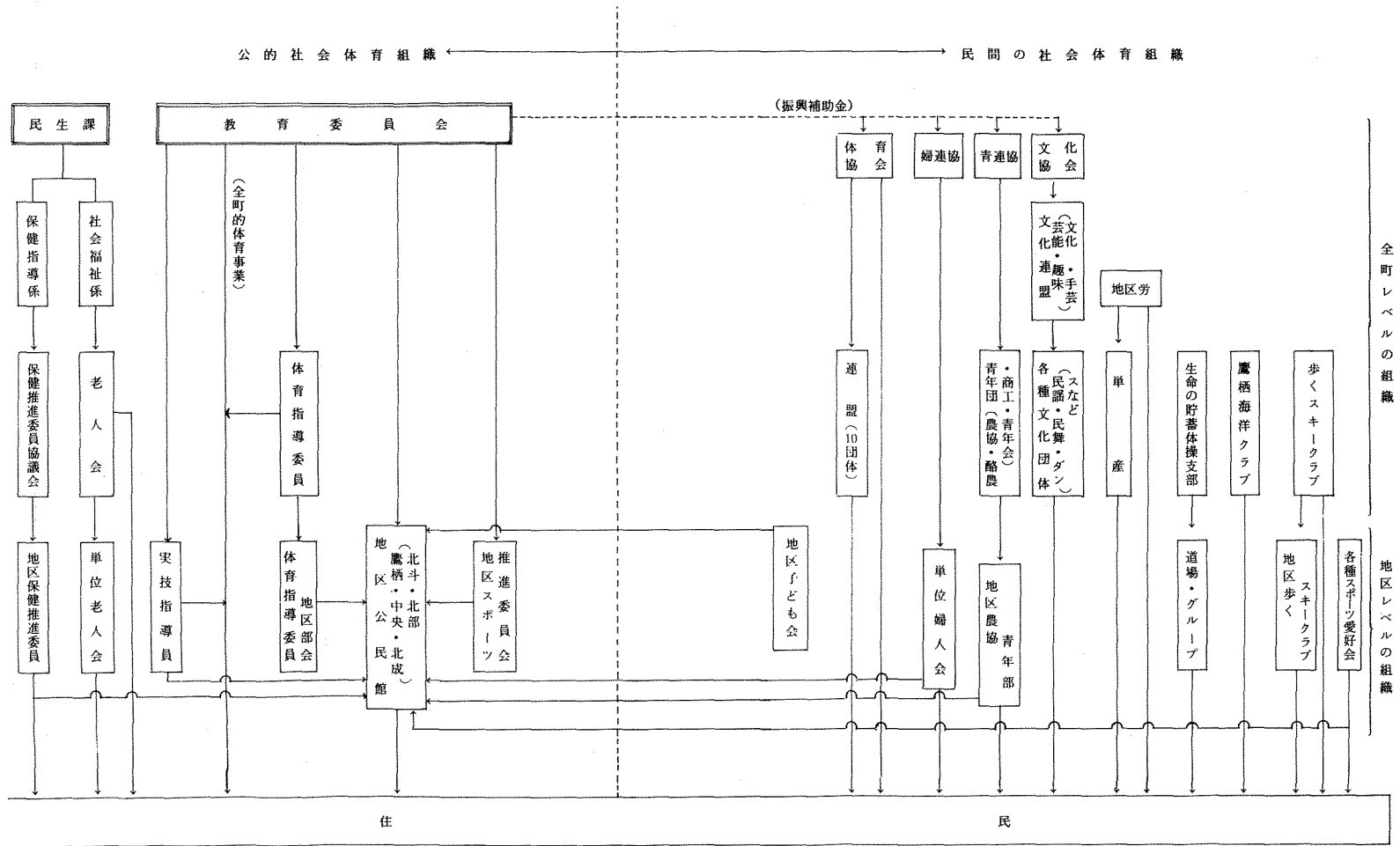
資料出所：農林業センサス

表2-5 鷹栖町の経営耕地面積規模別農家戸数の推移

	総戸数	例 外 定 規	0.5 ha 未 満	0.5 ~1.0	1.0 ~2.0	2.0 ~3.0	3.0 ~5.0	5.0 ~7.5	7.5 ~10.0	10.0 ~15.0	15.0 ~20.0	20.0 以上
昭35	1,566	1	67	74	312	556	500	53	2	1	-	-
昭40	1,423	2	50	59	181	455	596	77	3	-	-	-
昭45	1,266	-	45	52	88	241	649	171	15	4	1	-
昭50	1,139	-	23	44	95	236	519	190	20	10	2	-
昭55	1,071	3	34	33	74	213	415	225	42	25	2	5

資料出所：農林業センサス

図2-2 鷹栖町社会体育推進機構 (昭和57年4月1日現在)



資料出所：教育委員会の聞きとりにより作成

こうした兼業化の進展という動向を反映して、経営耕地面積も大きな変化を示してきている。(表2—5)すなわち、5ha未満の農家が次第に減少し、5ha未満と5ha以上に両極分解していることである。このことは、一方での兼業化の進行を、他方では規模拡大による自立経営をめざす農家の模索を示すものといえよう。

2 鷹栖町の社会体育

一般に、社会体育活動は大きく分けて、社会教育行政の関わるものとそうでないものとに分けられるが、それらを推進する機構の概要は図2—1に示すとうりである。

まず公的社会体育組織をみると、他町村と同様にその中心は教育委員会であり、したがってその活動は社会教育の一環として行われているものである。(以下、これを公的社会体育という)

鷹栖町の公的社会体育は、これまで市街地の鷹栖地区の公民館を拠点として行われてきており、その事業は表2—6に示すとおり全町民を対象とする内容のものが主であった。しかし、鷹栖町の場合、近時純農村地区では人口減少が続き、他方旭川市の隣接地区では人口増があり、地区間において人口変動の様相を異にしている。そのため町では、「従来、本館中心の行事を大幅に整理し住民の必要度と創産工夫によって、地域住民の手による地域づくり、特色ある地区公民館活動がすすめられるように改める」⁵⁾ ため従来の公民館の運営方式を「本館併立方式」⁶⁾ に切り替えたのである。それは、コミュニティ再編成が重要課題の一つであるという行政側の現状認識、従来の全町民を対象とする行事中心の社会体育事業のみでは、住民の自発的・主体的な体育・スポーツ活動を期待することができないという反省、さらには各地区に公民館が設置されたこと

表2—6 全町の公的社会体育事業の推移

対象	年度	55	56	57
一 般		バレーボール大会 (第15回, 10月) 鷹栖カップ祭 (第1回, 8月) スポーツマスター賞授与 (3月)	バレーボール大会 鷹栖カップ祭 スポーツマスター賞授与 ¹⁾ 歩くスキースの集い(第1回) 湖水まつり(第1回, 8月)	バレーボール大会 鷹栖カップ祭 スポーツマスター賞授与 歩くスキースの集い教室 湖水まつり ³⁾ 健康体操
幼 児		—	—	—
少 年 (小・中学生)		—	バドミントン教室 卓球教室	水泳・卓球教室 少年剣道大会
青 年		—	—	—
成 年 (26~59歳)		ソフトボール大会(第1回)	ソフトボール大会	ソフトボール大会
婦 人		ミニバレーボール教室 ミニバレーボール大会(第1回)	ミニバレーボール教室 ミニバレーボール大会	ミニバレーボール教室 ミニバレーボール夏・冬大会
高 齢 者 (60歳~)		—	ゲートボール大会 軽スポーツ教室 ²⁾	ゲートボール・軽スポーツ大会 ゲートボールの集い

資料出所:「教育委員会資料」より作成

注1) スポーツマスター賞とは、歩く・走るまたは、生命の貯蓄体操のある一定の長期間にわたって実践したものに対して称号を贈るもので、昭和52年条例が制定されている。

注2) 軽スポーツ教室は1日2時間で5日間行なうもので、内容は健康体操、フォーク・トリムダンス、歩くスキー、ゲームなどである。

注3) 湖水まつりはカヌー、ヨット、魚の放流などを行なう。

などによるものである。

このように、鷹栖町の公的社会体育は、昭和56年度から全町の事業に加えて、その活動の大半を地区住民の手により企画し運営するという政策的転換を経て今日に至っておりそれはまだ端緒についたばかりである。

また、鷹栖町で注目すべき点の一つは、現町長が昭和42年就任以来取り組んだ「全国に例のない試み」と評価される「健康で豊かな福祉農村づくり」を目的とした「健康事業」⁷⁾であり、そのなかで、体育・スポーツ活動が位置づけられ展開されていることである。具体的には、民生課の社会福祉係や保健指導係が担当するものであるが、昭和57年度の場合、前者の事業は、老人会が健康維持・増進を目的として、ゲートボールの集いや、老人スポーツ大会（第10回）、老人体力記録会（第6回）などであり、後者は「農夫症候群」⁸⁾などの疾病予防を目的に、従来行われていた体操に替えて現在は「健康体操」⁹⁾の普及・推進を図っていることである。特にこの体操は、住民のニーズに合致したのか、今日では「生命の貯蓄体操」の道場が4箇所、グループは21、約600名が所属していると言われる組織に発展してきているのである。

次に、体育・スポーツ活動を目的とする民間の組織を図2—3からみると、その最大のもの

図 2-3 体育協会及びその他スポーツ団体

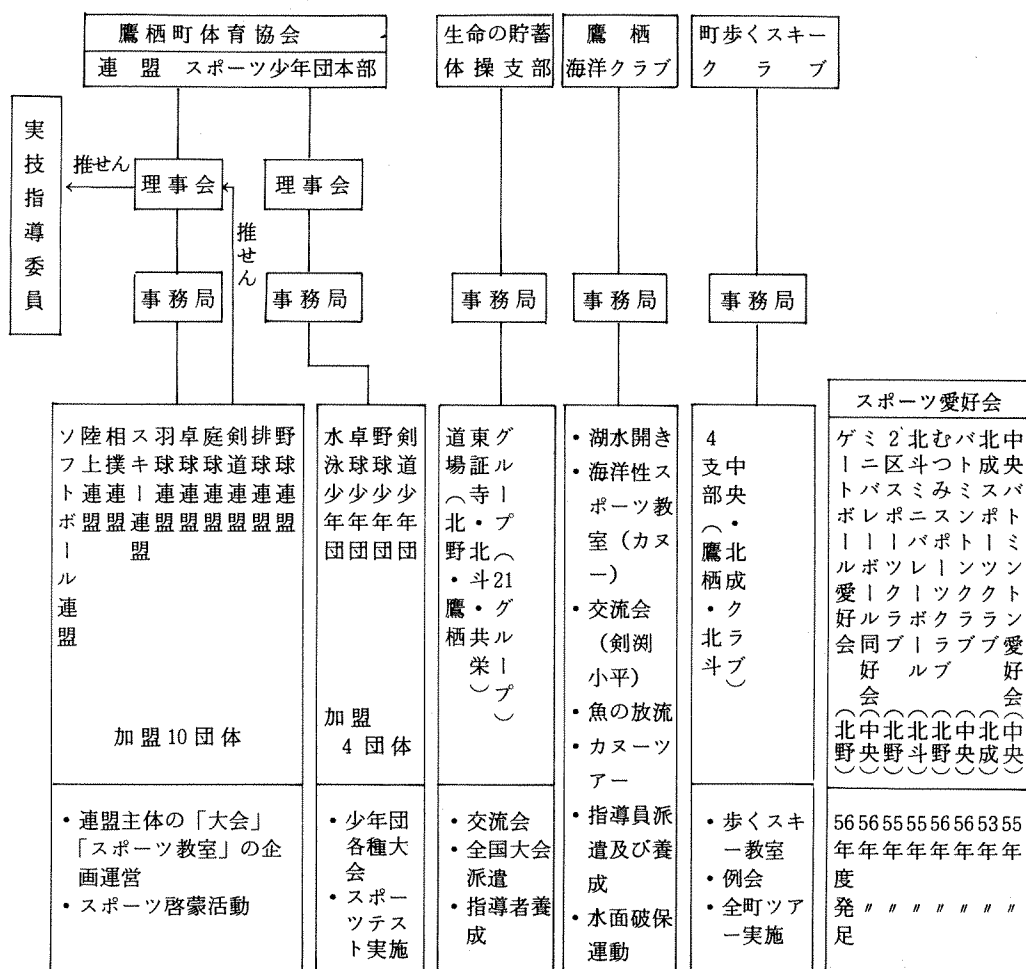


表 2-7 社会教育・体育施設

〔1〕 公 共 施 設

1) 屋内施設

施 設 名	建設年度	面 積 m ²	部 屋 数	地 区
町 民 体 育 館	35	804	—	鷹 栖
鷹栖海洋センター（体育館）	56	1,143	2	北 野
鷹 栖 海 洋 セ ン タ ー プ ー ル	57	1,214	（屋根付）	北 野
鷹栖地区公民館（福祉センター）	45	1,380	6	鷹 栖
中 央 地 区 公 民 館	53	504	4	中 央
北成地区公民館（婦人交流センター）	55	504	4	北 成
北斗地区公民館（農村環境改善センター）	55	1,198	4	北 斗
北野地区公民館（コミュニティセンター）	56	1,201	5	北 野
郷 土 資 料 館	53	384	—	鷹 栖

2) 屋外施設

施 設 名	建設年度	面 積 m ²	地 区
町 民 プ ー ル	50	728	鷹 栖
北 斗 プ ー ル	55	443	北 斗
カヌー練習場	55	13,537	北 野
北 野 運 動 公 園	56	テニスコート 2 面1,883, スポーツ広場1,320	北 野
総合スポーツ公園	56	グラウンド22,457, テニスコート 2 面	鷹 栖
〃（野 球 場）	58（予定）	28,797	鷹 栖
〃（町民憩の広場）	58（予定）	ジョギングロード含む（500）	鷹 栖

資料出所：「教育委員会資料」より作成

〔2〕 民 間 施 設

- ① ゴルフ場 3 カ所〔男山カントリークラブ、（北野地区）グレート旭川カントリークラブ、旭川白樺国際カントリークラブ、（北斗地区）〕
- ② 野球場 1, 併設テニスコート 1 面（電々公社, 北野地区）
- ③ スキー場 1 カ所（嵐山スキー場, 旭川市に貸与）

資料出所：教育委員会からの聞きとりにより作成

〔3〕 学校体育施設（開放）一覧表

学 校 名	体 育 館	グランド	プ ー ル
鷹 栖 小 学 校	○	○	×
北 野 小 学 校	○	○	○
中 央 小 学 校	○	○	○
北 斗 小 学 校	○	○	×
北 成 小 学 校	○	○	○
第 1 中 学 校	×	○	×
第 2 中 学 校	×	○	×
鷹 栖 高 校	×	○	×

資料出所：昭和56年5月広報紙「たかす」

注 1) ○は使用可, ×は使用不可

注 2) 鷹栖町では全ての学校体育施設を開放している。

注 3) 北野小のプールは57年に廃止（町民プール使用）

は町から補助金を受けている鷹栖町体育協会である¹⁰⁾。この組織は、昭和36年5月10日当時個々の競技を対象に組織されていた8団体を統合し、「鷹栖村体育協会」として設立されたものである。現在加盟していないのはバスケットボールであり、その後新たにソフトボール・剣道・相撲の3団体とスポーツ少年団が加わり、現在にいたっている。その活動は、スポーツ教室などの企画・運営及びスポーツの啓蒙活動が中心となっている。

つぎに、町からの補助金を受けず、全町レベルの組織をもっている団体は、「生命の貯蓄体操支部」、「歩くスキークラブ」、「鷹栖海洋クラブ」がある。さらに、単一の団体としてのスポーツ愛好会が8団体確認されている。そのなかでも北成地区スポーツクラブ（多種目を実行する）は、比較的早期に結成されており、その会員数は20名位で、40歳台の男女を含むグループであるといわれている。

つづいて、鷹栖町の社会体育施設（表2—7）をみると、社会体育の専用施設は管内でも比較的早期の昭和35年に村民体育館を設置したが、その後はしばらく施設の設置はなく、昭和50年に入り、町民プールさらに総合運動公園などが建設された。しかし鷹栖町の場合、その大半を占める公共社会体育施設の設置場所をみると、町内でも旭川市のベッドタウンにあり、人口の増加が認められる北野地区と市街地で比較的人口が集中している鷹栖地区に偏在しており、地区格差が生じてきている。さらに学校開放事業をみると、昭和45年から事業を開始し現在は町内の小・中・高等学校全ての体育施設を住民に開放している。

3 北成地区の社会体育

先述のとおり、北成地区住民にとって、最も身近な学校や地区公民館施設を活用し、しかも地域の人びとと一緒に活動する公的社会体育は地区公民館活動として行なわれているが、その機構は図2—4に示したとおりである。

北成地区公民館活動の事業計画は常任委員会が担当し、その委員は9つの農事組合（単位行政区でもある）の長と各部長から構成されており、全住民の各階層からの意志が反映されるよう

表2—8 地区の公的社会体育事業の推移

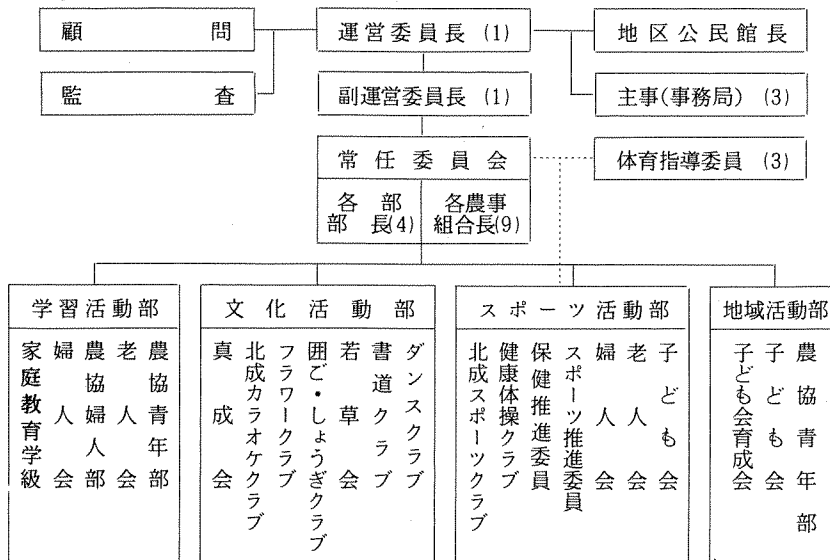
年度 部	55	56	57
ス ポ ー ツ 活 動 部	- 球技大会（種目・ソフトボール、ミニバレーボール、バドミントン） - 体育まつり（第4回、6月） - 水泳教室	- 球技大会 - 体育まつり - 水泳教室 - 雪中運動	- 体育まつり - ゲートボール教室 - 水泳教室 - 球技大会 - 老人運動会 - ミニバレーボール教室 - 歩くスキー教室
地 域 活 動 部	- 子ども盆おどり大会 - 花火大会 - 相撲大会 - ソフトボール大会 - ドッチボール大会 - ボートボール大会	- 子ども盆おどり大会 - 花火大会 - 相撲大会 - ソフトボール大会 - ドッチボール大会 - ボートボール大会	- 子ども会キャンプ - 花火大会 - 子ども盆おどり大会 - 雪中運動会

資料出所：「教育委員会資料」より作成

注1）昭和57年度の事業は当初計画のものです。

注2）地域活動部の事業は学校と共催している。

図2-4 北成地区公民館運営委員会機構図



資料出所：「教育委員会資料」より作成
 注1) () 内の数字は人数

に工夫されている組織といつてよいであろう¹¹⁾。なかでも地区の公的社会体育の中心的組織はスポーツ活動部である。この部は、ボランティアで地区のスポーツに関する連絡や相談などを行なうスポーツ推進委員（昭和49年発足、現在10名）の他、各スポーツクラブ、婦人会、老人会などが所属している。尚、地域活動部は児童・生徒を対象とする体育・スポーツを担当している。

これらの事業内容は表2-8に示してあるが、昭和57年度の場合「体育まつり」と「雪中運動会」は、それぞれ学校との共催であり、老若男女全ての地区住民が参加できることもあり参加人数も多く盛大に行われている。この「体育まつり」は全町村事業として戦後まもなく昭和26年8月にはじめて実施し、昭和47年に中止になるまで展開されてきた。その後、地区レベルで「体育まつり」（第1回）を再開したのが、北成地区と中央地区が最初でありそれは昭和52年のことである。その後、他地区でも再開し、今日では全地区において「体育まつり」を開催している。

III 専業農家の生活過程と体育・スポーツ

1 北成地区及び調査対象農家の特性

今回の対象地区である北成地区は、鷹栖町市街地より約10km離れた北部の山合いに位置した水田単作地帯であるが、必ずしも稲作農家にとって良い地理的条件下にあるとはいえない。つまり、北成地区は、山合いにあるため傾斜地が多く、さらには、霜も比較的早く、雪どけが遅いなど気象条件に恵まれないことなどがあげられる。したがって昭和57年度の減反政策による転作率をみても明らかに、他の4地区の転作率は30%台であるのに対して、北成地区は46.3%にものぼり高い割合を示していることなどがその一端を現わしているものと考えられる。

北成地区の人口及び世帯数は、表3-1で示すとおり人口は519人、世帯数122戸で、そのうち農家戸数117戸を占める純農村地域である。

さらに、専業・兼業別農家戸数の推移を表3-2からみると、昭和45年には第1種兼業農家33戸、第2種兼業農家2戸で、専業農家は農家戸数の75.9%と4分の3を占めていたが、その割

表3-1 北成地区人口・世帯数の推移

	北 成 地 区	
	人 口	世 帯
昭35	1,427	240
40	1,202	222
45	995	198
50	613	140
55	519	122

資料出所：国勢調査

表3-2 北成地区の専業・兼業別農家戸数の推移

	総戸数	専業	兼業	
			第一種	第二種
昭40	155	-	-	-
45	145	110	33	2
50	129	26	55	48
55	117	21	62	34

資料出所：鷹栖町役場資料

表3-4 調査対象農家の農機具所有状況

	個人所有	共同所有	なし
耕うん機	8	—	2
農用トラクター	4	3	3
防除機	4	4	2
田植機	6	—	4
バインダー	8	—	2
コンバイン	4	1	5
もみ乾燥機	8	—	2
もみすり機	4	—	6
テラー	2	—	8
脱穀機	1	—	9
運搬車	1	—	9
第2調整機	1	—	9

合は昭和50年には20.2%と大幅に減少し、昭和55年には18.0%と2割にも満たない状況を呈している。従って、北成地区の兼業化は昭和45年以降急速に進行してきていることが理解できよう。これは先述したように、水田耕作の条件にも恵まれないことに加えて、減反政策などの農政の影響によるものと考えられる。一方、農民自身も転作耕地にあまり手間のかからない省力化作物である飼料作物（牧草）を作付し、通勤日稼ぎに出やすい条件をつくりだしている。とりわけそれらは小規模農家に多くみられる。

次に、調査対象農家を表3-3からみてみると、経営耕地面積が3.0ha未満の下層農家が3割を占め、3.0ha～7.0ha未満の中層農家が5割で、7.0ha以上の上層農家が2割である。

さらに、家族類型では夫婦家族が7世帯を占め、そのうち5世帯までが老人夫婦家族で、直系家族は3世帯であり、それらの平均家族員数は3.7人である。また、これらの農家世帯で農業後継者の目途がたたない農家が6世帯にもおよび、将来離農を余儀なくされることになる。

農業の主要産物は、ほとんどの農家が稲作であるが、他は豆類、野菜、家畜などであり、それらの農産物販売額は、300万円未満の農家及び300万円～700万円未満の農家がそれぞれ3世帯づつで、700万円以上の農家が4世帯を占めている。

表3-3 調査対象専業農家の基礎表

世帯番号	経営耕地面積 ()は水稲作付面積	家族人員	家族形態	家族形態の特徴	世代	農業形態とその特徴	農産物販売額	階層区分
1	3.8 ha (2.8)	2	①世帯主 (67歳) ②妻 (60歳)	夫婦家族	I	稲作のみ	300～ 500万円	中
3	1.8 ha (0.3)	2	①世帯主 (75歳) ②妻 (69歳)	夫婦家族	I	稲作, 雑穀, 豆	100～ 150万円	下
6	6.0 ha (4.6)	2	①世帯主 (50歳) ②妻 (47歳)	夫婦家族	I	稲作, 豆, 豚8頭	700～1,000万円	中
14	3.5 ha (1.9)	2	①世帯主 (62歳) ②妻 (59歳)	夫婦家族	I	稲作, 豆	300～ 500万円	中
15	6.7 ha (5.0)	7	①世帯主 (41歳) ②妻 (37歳) ③長女 (13歳) ④次男 (12歳) ⑤三男 (8歳) ⑥父 (66歳) ⑦母 (64歳)	直系家族	II	稲作, 豆, 野菜, 肉用牛2頭	700～1,000万円	中
7	2.6 ha (0)	2	①世帯主 (65歳) ②妻 (57歳)	夫婦家族	I	稲作, やぎ2頭	50～ 100万円	下
9	1.8 (0.2)	2	①世帯主 (69歳) ②妻 (63歳)	夫婦家族	I	稲作のみ	10～ 50万円	下
16	5.6 ha (4.4)	6	①世帯主 (44歳) ②妻 (41歳) ③長女 (18歳) ④長男 (15歳) ⑤父 (68歳) ⑥母 (63歳)	直系家族	II	稲作, 豆, 採卵鶏11羽	700～1,000万円	中
18	7.5 ha (4.3)	6	①世帯主 (37歳) ②妻 (32歳) ③長女 (6歳) ④長男 (2歳) ⑤父 (69歳) ⑥母 (64歳)	直系家族	II	稲作のみ	500～ 700万円	上
20	7.4 ha (4.5)	6	①世帯主 (40歳) ②妻 (32歳) ③長女 (11歳) ④長男 (9歳) ⑤次男 (6歳) ⑥次女 (5歳)	夫婦家族	I	稲作, 豆, 野菜	700～1,000万円	上

注1) 経営耕地面積は昭和57年12月15日鷹栖町役場作成資料

注2) 階層区分は経営耕地面積を基礎とし, 上層は7.0 ha以上, 中層は3.0～7.0 ha, 下層は3.0 ha以下の区分である。

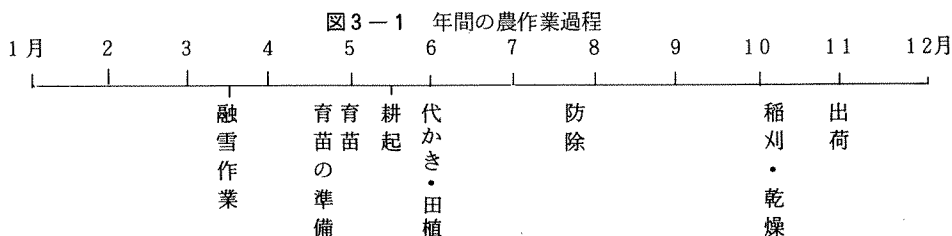
尚, この階層区分については, 鈴木敏正「減反政策下における農民諸階層の動向—北海道穂作農家の統計的分析—」, 1983年6月, 日本社会教育学会東北・北海道研究集会発表資料を用いた。

農機具所有状況をみたのが表3—4であるが、主要農機具の大方のものが個人所有であり、生産組織に加入し共同利用をしているものは農用トラクター3世帯、防除機4世帯、コンバインに1世帯みられる程度である。生産組合に加入しない理由については、自分の都合の良い時に他の利用者が重なり使用できなかったり、あるいは組合員同志が離れている場合が多く不便さをあげている。

2 生活過程と体育・スポーツ

これまで北成地区の社会的・経済的基盤及び対象農家の特性をみてきたが、ここでは專業農民の生産・生活過程と体育・スポーツの関わりをみていくことにする。

図3—1は、專業農家の年間の農作業過程を示したものであるが、農作業は3月中・下旬からの融雪作業から始まり、本格的な農繁期は4月中旬から6月、9月中・下旬から10月にかけてであり、勿論それ以外の月においても全く仕事がないわけではないが、比較的工作に追われない「ヒマ」な時期といえよう。



農民の1日の生活時間を示したのが、表3—5であるが、農閑期においては、平均起床時刻が6時22分、就寝時刻21時38分で、従って睡眠時間は8時間49分である。これに対して、農繁期は起床時刻4時57分、就寝時刻は農閑期と変わらない21時29分で、睡眠時間7時間28分と農閑期に比べ1時間21分も少なくなっており、余暇時間も当然ながら少なくなる。

次に、今回の調査対象となった專業農民の体育・スポーツ活動を概観すると、過去1年間に何らかの体育・スポーツを実施したものは、表3—6に示すように、26人中約7割のものが実施しており、それは男子(61.5%)より女子(76.9%)に多く、年齢別では、30歳代、40歳代の若い年齢層では全員実施しているが、50歳代は全く実施者がいない。しかし、60歳以上の高齢層になると64.3%のものが実施している。

さらに、体育・スポーツ実施種目と活動頻度をみたのが表3—7である。地区公民館が開催している「町民体育まつり」には、26人中15人が参加し最も多く、次いで老人クラブなどで行なうゲートボールに5人、ソフトボールに5人となっており、ほとんどのものが年数回程度という行事参加であり、日常的・継続的な体育・スポーツ実施者は少ない。

勿論、ここでは体育・スポーツ活動の高低を論じることが主たる目的ではない。つまり以上みてきたような專業農民の体育・スポーツ活動の概観をふまえながら、農民の現実の生産・生活のなかで体育・スポーツへの関わりを明らかにしていくことが重要なのである。

ここでは、現在の專業農家の体育・スポーツへの関わりを生活時間過程に焦点をあてながら、若干の事例から明らかにしてみたい。尚、現在の体育・スポーツへの関わりをみていくうえでも重要な過去の体育・スポーツへの関わりについては、①学校時代(体育授業以外)、②学校卒業後の独身の段階、③夫婦2人のみでまだ子どものいない段階、④第1子が乳幼児までの段階、⑤子どもが小学校から高校までの段階、⑥子どもが大学生及び独立した段階の6つのライフステー

表 3-5 北成地区専業農家の農閑期の1日の生活時間

サンプル 番号	起 床 時 刻	就 寝 時 刻	睡 眠 時 間	農 繁 期 平 均 的 時 刻	
				起 床	就 寝
S-1	6:00	21:30	8:30	4:00	22:00
S-2	5:30	21:30	8:00	4:00	22:00
S-4	8:00	21:00	11:00	5:00	21:00
S-5	8:00	21:00	11:00	5:00	21:00
S-9	6:30	20:30	10:00	5:00	21:30
S-10	6:30	24:00	6:30	4:30	22:00
S-11	5:00	21:00	8:00	5:00	21:00
S-12	7:00	21:00	9:30	5:30	22:30
S-15	6:00	23:00	7:00	6:00	22:00
S-16	5:00	23:00	6:00	4:00	21:00
S-32	8:00	22:00	10:00	4:30	22:00
S-33	6:30	22:00	8:30	4:00	22:00
S-34	7:00	22:00	9:00	5:00	22:00
S-35	6:00	22:00	8:00	4:30	22:00
S-36	7:00	21:25	9:35	6:00	21:00
S-37	7:00	21:00	10:00	5:30	21:00
S-38	6:00	21:00	9:00	4:30	21:00
S-39	6:00	21:30	8:30	4:30	21:30
S-41	7:00	23:00	8:00	5:30	21:00
S-42	7:00	23:00	8:00	5:30	21:00
S-43	6:30	20:30	10:00	4:00	21:00
S-44	5:40	20:00	9:44	5:00	21:00
S-45	6:30	19:00	11:30	6:30	
S-46	6:30	20:00	10:30	6:30	
S-49	6:30	23:00	7:30	4:00	21:30
S-50	6:00	23:00	7:00	5:00	21:30
平 均	6:22	21:38	8:49	4:57	21:29

表 3-6 過去一年間のスポーツ実施の有無

性・年齢		有・無	あ る	な い
性	男		8	5
	女		10	3
年 齢	30 ~ 39		4	00
	40 ~ 49		5	0
	50 ~ 59		0	3
	60歳以上		9	5
計			18	8

表3-7 スポーツ実施種目と頻度

頻度	種目	ラジオ・テレビ体操	軽いキャッチボールなど	ソフトボール	町民体育まつり	キヤン	ミニ・バレ	踊り	ゲートボール	つり	バドミントン	老人記録会	卓球	スキー	登山
	度														
頻度	週に3回以上	1													
	週に1～2回	1		1											
	月に1～2回	1						1	1	1					
	年数回	1	2	4	15	2	3	1	4		2	1	1	1	2
計		4	2	5	15	2	3	2	5	1	2	1	1	1	2

ジのカテゴリーでみていくことにする。

(1)事例-1

1) 対象農家

農実番号9一下層農家

2) 家族構成及び属性

○夫 満69歳 農業

○妻 満63歳 農業・家事

ここでの農家の世帯員数は夫婦家族の2人であるが、この他、世帯主との関係で別居家族員及びその家族をみると、一人息子である長男28歳は、札幌の大学を卒業後、札幌近隣の市役所に勤務し、学生時代に知りあった名寄市出身の女性と卒業と同時に結婚し、現在2児の父親となっている。従って将来的にみても農家の後継者となる意志はもっていない。

3) 農業経営

現在の経営耕地面積は1.8haで、そのうち水稻の作付面積はわずか0.2haで転作率は99.0%の高率となっている。

このような小規模な経営面積で、転作率が高い結果となっているのは、夫が戦後の入植者であり、戦時中の疾病がもとで身体が丈夫でなく、加えて入植地が山間部に位置しており、鷹栖町の市街地などの平野部に比べて気象条件に恵まれていないことなどがその要因として考えられる。したがってこれまでの経営状態（昭和57年6月鷹栖農協調べ）をみると、大型の農機具などがないにもかかわらず固定資産に対する借入金の割合が75%以上にもなっているのである。

農業労働力は勿論、夫が中心であり、それを助けているのが妻である。

夫は、高齢となり、さらに1年前から足を負傷し、現在も通院しながらの就労のため、今後の農業経営に不安を抱き「いつ離農し、息子の所へ行くか思案中である」と離農をはめかしている状況にある。

4) 一年間の主な余暇活動

夫が日常的に行っている余暇活動をみると、テレビをみる、夫婦の談話、ゴロ寝、一人で

酒をたしなむなどであり、月に1回程度は庭いじりあるいは読書することである。

また、年数回程度は、息子家族が遊びに来た時（年3回程度）、日帰りの行楽として息子の車に便乗し芦別レジャーランドへ出かけたり、農閑期においては息子の家へ遊びに行ったりする。とくに、近年は農業に対する展望が持てず、いつ農業をやめることになっても「息子家族とうまく生活ができるようにと息子の家に行くことが多くなった」という。さらに、地域における自治活動や奉仕活動にも年数回程度参加している。

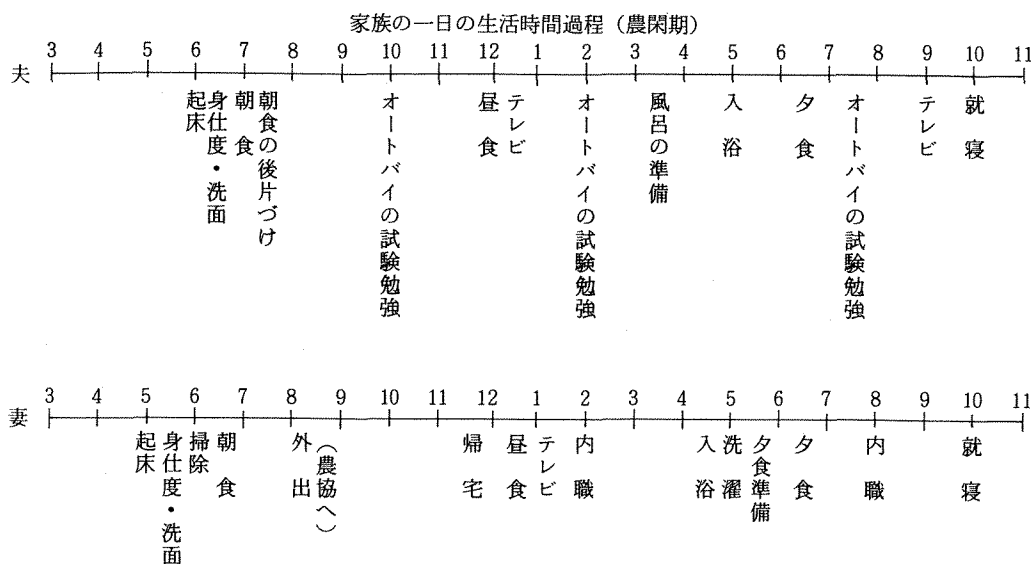
妻の場合、日常的余暇活動は、テレビをみる、夫婦での談話であり、月1回程度は手芸を楽しむことである。また、年数回程度は、近所の家で、あるいは自宅で近所の人と世間話に興じたり、地域で催す行事（スポーツ行事など）に参加することであり、他は、夫と同様の余暇活動を行っている。

以上の如く、日常的余暇活動においては、夫婦とも家の周辺での活動が多く目立ち、行動空間の広がる余暇活動は、息子家族との関係においてのみ展開されている。

5) 家族の一日の生活時間過程

夫婦家族の平日の暮しぶりを生活時間の側面からみてみることにする。

まず、農閑期における一日の生活時間過程をみてみると、夫は午前6時に起床し、7時に朝食を済ませ、妻が農協に用事に出かけたので朝食の後片づけをし、明日にせまったオートバイの試験勉強をして午前中が終る。これは、長年、鷹栖町市街地は勿論のこと旭川市まで自転車に乗って出かけていたのが常であったが、昨年から足を悪くし、ついに自転車をあきらめ、オートバイに切替えるための試験への挑戦である。午後からもオートバイの試験勉強に励むかわら息抜きにテレビをみたり、3時30分頃から風呂に火を入れ準備にかかり、5時には入浴を終え、夕食後テレビをみた後また試験勉強にかかり、10時に就寝する。一方、妻は、昼前に外出からもどり、昼食を済ませた後、内職である「割ばし作り」に励む。「たいした収入にはならないが、家で何もしないよりましだと思い近所の人にさそわれて始めた」という。夕食後、テレビに見入りながらまた内職を始め午後10時の就寝前まで続ける。普段の日は、夫も気が向いたらこの内職を手伝っている。



しかし、農繁期においては、夫婦とも午前4時には起床し、外での仕事は夫が中心となって、家のまわりや田んぼのあぜの草刈り、あるいは仕事の準備などをする。妻は外に出ない時は、針仕事をしたり、家の中の掃除、朝食の準備にかかり、7時半には朝食を済ませ、1時間位テレビをみてから午前中の仕事に取りかかる。昼食後、夫婦揃って40～50分位は昼寝をする。「年を取ったせいか身体を休めないと午後の仕事がつらい」という。そして、1時半頃から午後の仕事にかかり、夕方遅くまで、外での作業に従事するという。

夕食後、夫は、横になりながらテレビをみ、午後9時には就寝する。妻は、針仕事などをしてしていると就寝時刻は夫より遅く10時をすぎるといふ。

6) 体育・スポーツ活動

過去の体育・スポーツ歴をライフステージ毎にみて行くと、秋田県で生まれた夫は、学校時代には体育の授業以外では、近所の子供と野球をしてよく遊んだという。しかし、貧しい7人兄弟の5番目として育った夫は、学校を終えるとすぐ左官業へ奉公に出され、子供の子守や左官業の手間として働いた。そして、22歳で軍隊に取られ、3年間海軍生活をし、その後、支那事変が始まり、12年間の軍隊生活でスポーツどころではなかったという。軍隊から帰ってからも食糧事情が悪く、栄養失調でまともな仕事も出来ず、そこで、北海道にいけば、食糧にありつけるのではないかと思い、34歳の時北海道へ渡ったという。そして農業の片もら左官業の手間をしているうちに、37歳の時、現在の妻と結婚した。結婚後今日まで体育・スポーツに関わることは一切なかったという。それは「生活との闘いで娯楽を含めて体育・スポーツにかかわることは考えられなかった」という。

一方、妻の場合も過去の体育・スポーツ歴をライフステージ毎にみると、体育・スポーツへの関わりはもっておらず、その主な理由として、夫と同様に生活との闘いのあけくれで、体育・スポーツにかかわることなどは考えにも及ばなかったという。

次に、この1年間に何らかの体育・スポーツ活動を行ったかどうかをみると、夫は従来と同様に体育・スポーツへのかかわりはもっておらず、その理由は、前述した足のケガと体育・スポーツはあまり好きでないと答えている。勿論、町や部落の体育・スポーツ行事にも参加していない。しかしながら、現在顕在化された体育・スポーツ活動はないが、ケガをする以前の生活においては、自転車に乗ったり、歩いたりすることが、これまで健康や体力の維持に役立ったと考えているという。つまり、夫の場合、体育・スポーツはあまり好きでないとしながらも、日常生活の中で健康や体力のことを考えながら潜在的な形で身体活動が存在しているのである。

一方、妻の場合は、わずかではあるが北成地区が行っている「体育まつり」に参加している。その理由としては、部落から割当てされたからと答えている。

(2)事例—2

1) 対象農家

農家番号15—中層農家

2) 家族構成及び属性

○夫 満41歳 農業

- 妻 満37歳 農業及び家事
- 長女満13歳 中学校1年生
- 長男満12歳 小学校6年生
- 次男満 8歳 小学校2年生
- 父 満66歳 農業
- 母 満64歳 家事及び農業

3) 農業経営

この世帯主は入植してから3代目にあたる人物であり、比較的歴史のある家である。

現在の経営耕地面積は6.7haで、そのうち水稻の作付け面積は5.0haとなっている。所得の大半を占める農産物販売・転作奨励金の収入は約900万であり借入金もほとんどなく、北成地区では比較的安定した中堅農家である。

農業労働力の中心は夫とその妻である。父母の場合は必要に応じて田んぼに出る程度で、それ以外の時は肉用牛2頭を飼っているのもその世話と家のまわりの雑用をすることである。この農家では、機械化の導入も早く、昭和32年頃から揃えはじめ、現在では、ほとんどの農機具があり、従って生産組織の加入の必要はなく、ほとんど個人所有、個人利用である。現在の農業経営をすすめていくなかで一番の課題は、経営規模の拡大を図るための、経済的余裕がないことであるという。

4) 一年間の主な余暇活動

この一年間の家族の余暇活動をみると、全家族一緒に行動はあまりなくそれぞれの夫婦単位での余暇活動をとることが多い。つまり、世帯主である若夫婦の場合は、年数回程度、外食をしたり、日帰りの行楽に出かけたりしている。また、老夫婦は、老人会等の宿泊旅行あるいは季節によっては、山菜とりに出かけたり、宗教活動、奉仕活動などを行っている。

日常的な余暇活動では、各夫婦とも、ゴロ寝しながらテレビをみたり、新聞をみる、家族との談話などが中心となっており、余暇活動に差異はみられない。

次に、余暇活動を個別的にみると、特に夫の場合は、農協、PTAなどの役員をしていることもあって、月に数回程度は、それらの会合に出席したり、あるいは地域における自治活動にも参加していることが特徴的である。

5) 家族の1日の生活時間過程

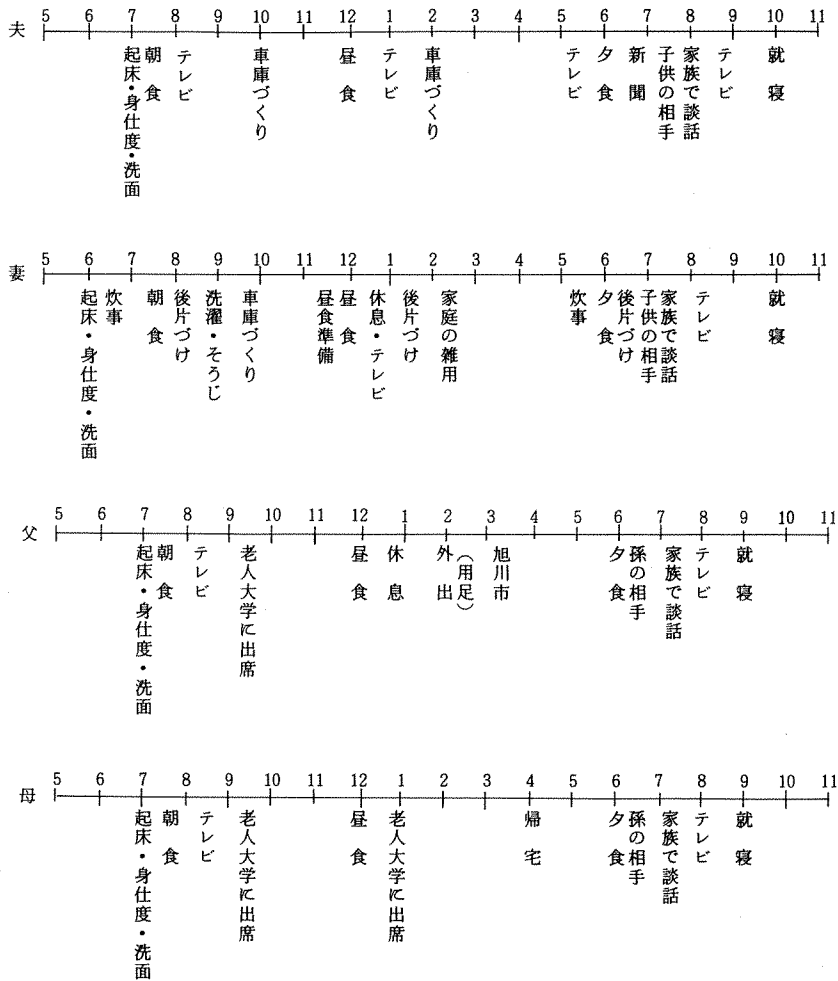
ここでは、直系家族の平日の暮らしぶりを、生活時間の側面からみていくことにする。農閑期における1日の生活時間過程をみると、夫は午前7時に起床し、朝食を済ませた後、農繁期にできなかった車庫づくりの仕事にとりかかり、昼食をはさみ夕方まで続けた。夕食後は、家族全員が揃い、家族の共通の時間として、家族との談話、あるいはテレビをみて午後10時には就寝する。

次に、妻の場合は、夫より1時間前の午前6時に起床し、朝食の準備にかかり、朝食後、午前中には夫の作業の手伝いをし、午後からは、テレビをみたり家の中の雑用をして過す。

さらに、父母の場合は、午前7時に起床し、夫婦揃って老人大学に出かけ、午後4時頃には帰宅する。しかし老人大学のない時には、父は必要に応じて外まわりの仕事(家畜の世話など)をするか、それがない時は、家の中でゴロ寝をしながらテレビをみたりして過ごすことが多い。母の場合は、テレビをみたりして家の雑用をこなしている。

他方、農繁期においては、夫は午前5時に起床し、6時頃には朝食を済ませ、午前中の仕

家族の一日の生活時間過程（農閑期）



事にとりかかる。妻は、午前4時には起床し、朝食の準備にとりかかり、朝食後、子供を学校に見送る前に夫と共に田んぼに出てしまうという。

老夫婦は、家族と一緒に朝食を取り、その後父は家畜の世話をするのが日課となっている。父母とも時期的に忙しい時以外は田んぼに出ないという。母は、朝食の後片づけが済んでから野菜畑の仕事にかかるが、昼食、夕食の準備あるいは学校から帰ってきた孫の面倒は母の担当で、夕食の後片づけは世帯主の妻の役割となっている。

6) 体育・スポーツ活動

夫の過去の体育・スポーツ歴をライフステージ毎にみていくと、学校時代体育授業以外には、中学生の時バレーボール部、高校時代は柔道部に属し、部活動をしてきている。しかし、学校卒業後、独身時代、結婚して夫婦二代の時代、第一子が乳幼児の段階とそれぞれのライフステージでは、体育・スポーツに関わることはなかった。それは「農家の後継者として家に残り、スポーツをする暇がないほど働き、仕事の忙しいのと身近に一緒にする仲間がないなどの理由からスポーツから遠ざかった」という。最近では、子供も大きくなり、暇をみては子供とキャッチボールなど子供を媒介としてスポーツに関わるようになってきたという。

一方、妻の場合も過去のスポーツ歴をみると、夫と同様に学校時代は、バレーボール部に所属していたが、学校卒業後から結婚して子どもが乳幼児の段階では、スポーツのかかわりをもたなかった。それは「結婚して姑、小姑の手前、あまり出歩くことはできなかった」という。

父母の過去のスポーツ歴は、ここ数年前までは、体育・スポーツへのかかわりはほとんどないといってよい。

この一年間に何らかの体育・スポーツを行ったかどうかを個別的にみていくと、夫は、「ソフトボール」、「ドミントン」、「キャンプ」、「町民体育まつり」への参加など各種目毎とも年数回程度の関わりをもっている。その同行者は、家族や身近な人で、体育・スポーツを行った理由については、「農業もほとんど機械化され、身体を使わなくなり、体力の衰えが著しく、とくに、足が弱くなった」というように、健康や体力増進のためなどの理由をあげている。先述したように、町や部落の体育・スポーツ行事には、「北成地区体育まつり」に参加し、また、部落チームの世話役も果している。「兼業農家がふえてきてから部落のまともも昔ほどなくなり、こうしたスポーツ行事が交流を深めるよい機会なのだから、もっと自発的に参加してくれるとよいのだが」と選手集めの苦労の一端をのぞかせている。

一方、妻の場合は、この一年間に年数回程度であるが家族や部落の人と「バドミントン」「ミニバレーボール」を行っており、その行った理由としては、健康や体力増進のためと答えている。

次に、父母の過去1年間のスポーツ活動についてみると、日常的なスポーツ活動はみられないが、「町民体育まつり」、「老人記録会」、「ゲートボール大会」など公的・社会体育行事に年数回程度参加している。

その参加理由としては、父の場合、「友人と楽しむため、あるいは友人を得るため」であり、母の場合は、「他人にすすめられて」の参加であったが、「大変楽しく」、そしてそれが「健康や体力増進のために役立つなら一石二鳥だ」という。

以上、過去及び最近の体育・スポーツへのかかわりをみてきたが、この家族では、必ずしも日常的な体育・スポーツへのかかわりをみることはできなかった。しかし、この家族の場合、地区主催の「体育まつり」や老人クラブ主催の「ゲートボール大会」、「老人記録会」などの社会体育行事に積極的に参加している。

(3)事例—3

1) 対象農家

農家番号18—上層農家

2) 家族構成

- 夫 満37歳 農業
- 妻 満32歳 農業・家事
- 長女 満6歳
- 長男 満2歳
- 父 満66歳 隠居の身分である

○母 満64歳 隠居の身分である

3) 農業経営

事例2と同様にこの農家も入植時期は、早い方に位置づけられる。現在の経営耕地面積は7.5haあり、そのうち水稲作付け面積は4.2haである。また、農産物販売・転作奨励金の合計は約750万円となっており、この地方では上層の農家である。

農業労働力の中心は、夫とその妻であり、父母は隠居同然の身分でほとんど田んぼに出ることがない。母は野菜づくりと孫の世話をすることが主な仕事となっている。一方、父の方も庭いじりをしたり、隣近所へお茶のみに出かけることが多い。

この農家では、隣近所が離れていることと、自分の都合の良い時に使用できないなどの理由から、生産組織には加入しておらず、農機具は、全て個人所有である。

現在の農業経営をすすめていくなかで問題点として、収入が不安定で、農業の先行が暗いなど一抹の不安を抱いている。しかし、今後の農業経営の取り組み方については、兼業とか離農とかを考えず、農業に専念していくという。

4) 一年間の余暇活動

夫が日常的に行っている余暇活動は、ゴロ寝しながらテレビをみたり、家族との談話である。月1回程度は、営農に関する刊行物に目を通したり、テープなどを聞いて過すことが多い。また、年数回程度は、夫婦家族での日帰りの行楽や海水浴に出かけたり、地域における自治活動、旭川市に出かけた折などには、家族で外食することなどがある。

妻の場合、日常的に行っている余暇活動は、ほとんど夫と同様の傾向であるが、年数回程度は、婦人会の研修会への参加、子供や配偶者の誕生日などの家族行事を行うことが特徴的である。

つぎに、父母の場合、日常的に行っている余暇活動は、テレビをみる、休息（ゴロ寝）、テープなどを聞いて過ごすことが多く、週1回程度は、友人宅あるいは隣近所での世間話に興じ、年数回程度は、宗教活動に参加することである。

5) 家族の一日の生活時間過程

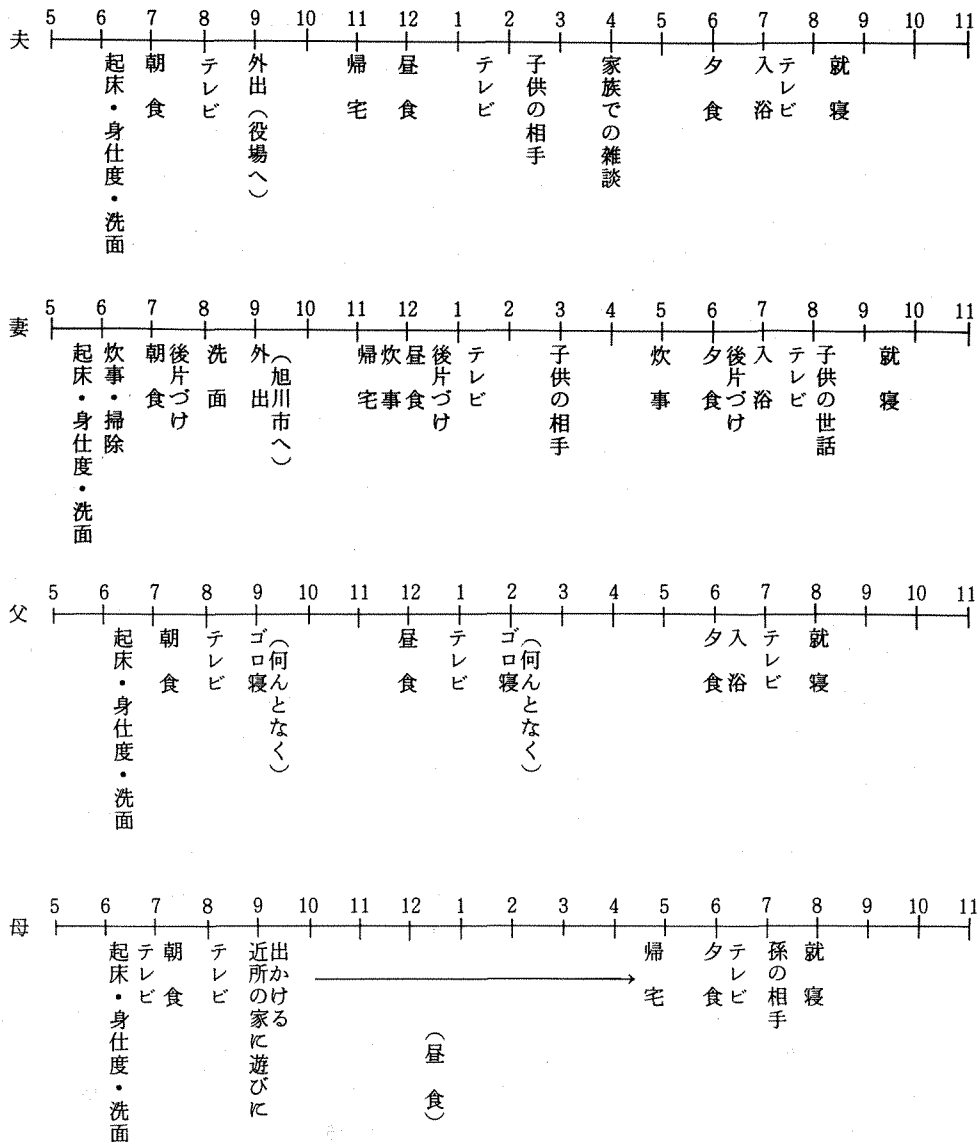
ここでは、直系家族の平日の暮しぶりを生活時間の側面からうかがうことにする。

まず、農閑期における一日の生活時間の過程をみていくと、夫は、午前6時30分に起床し、7時に朝食をすませ、テレビをみたあと役場に用たしに出かける。昼前に帰宅し昼食後、テレビをみたり、子供の相手、家族との雑談をして、午後6時には夕食を済ませ、入浴をして午後8時30分には就寝する。

妻は、午前5時30分に起床し、家の中の掃除をしたり、子供の世話をしてから朝食の準備にかかる。朝食後、洗濯を済ませた後、旭川市まで買物に出かけ、昼前にはもどる。昼食後、テレビをみながら子供の相手や家の中の雑用をこなしていく。夕食後、テレビをみてから入浴を済ませ、子供の世話をしていると就寝時刻は、夫より1時間位後になるという。

父母の場合は、午前6時30分に起床し、父は、朝食後、テレビをみながら何となく家の中で午前中をすごし、昼からも家の中でテレビをみて過すが、気分転換に外まわりの仕事をすることもある。一方、母は、近所の家に遊びに出かけ、友人とテレビをみながら雑談をして「近所の人と世間話をするのが何よりの楽しみ」というだけあって、夕食前まで遊んでくる。午後6時には、家族揃って夕食をとり、夕食後入浴を済ませ、父母は、午後8時には就寝する。

家族の一日の生活時間過程（農閑期）



農繁期になると、夫婦は、午前4時には起床し、夫が朝食前にひと仕事終わる間に、妻は、朝食の準備、家の中の雑用、子供の世話などをして、家族揃って午前6時には朝食をとる。朝食後、夫婦が田んぼに出た後は、母は、孫の世話、食事の後仕末、昼食・夕食の炊事を担当し、父は家のまわりの雑用や野菜畑などの外の仕事をしており、家族内の役割分担が明確となっている。

6) 体育・スポーツ活動

夫の場合のスポーツ歴をライフステージごとにみてもほとんどなく、ここ2～3年前からの体育まつり参加を契機にスポーツへのかかわりをもったが、参加していくうちに「体育・スポーツ行事が今の農村社会には大変必要なことであり、個人の健康や体力増進に役立つことは勿論のこと、部落の親睦や連帯意識を高め、人間関係をスムーズにしてくれる」とい

う。

他方、妻の過去のスポーツ歴をみると、学校時代、体育授業以外は経験はなく、卒業後、青年団に加入してからリクリエーションとしてバレーボール・ソフトボールなどを行っている。その後結婚してからは、ほとんど仕事に追われスポーツどころではなく、またスポーツをやる機会もなかった。最近になって地域のスポーツ行事や子供を通して、スポーツへのかわりがもてるようになり、「もともとスポーツをすることが好きだったので楽しみにしている」といい、現在の生活において「農村は、兼業化や生産面でさまざまな問題があり、地域の崩壊などと云われている現状で、スポーツを通じて部落の連帯意識を高め、部落を活気づけるためにもスポーツは重要である」とスポーツの必要性を認めている。

父母の過去のスポーツ歴をみてみると、ふたりとも生活に追われ息子に世帯をゆずるまではスポーツどころではなく、この1～2年前から「テレビ体操」を始め、週1～2回行っている。町の部落の行事には参加していないが、その理由として「年を取っているので声もかけられず、頼まれなかったから」といい、「老人になって家の中ばかりにいとボケてしまうので、集団の中に入っているいろいろなことをした方がよいので、これからは老人クラブに入って運動でも何んでもやりたい」と体育・スポーツへの積極的な姿勢を示している。

この一年間に何らかの体育・スポーツ活動を行ったかどうか、家族を個別的にみていくと、夫は、北成地区の催す「体育まつり」（ソフトボール試合）に参加し、試合までに2～3回の練習に加わっている。部落毎の対抗試合のため、当然ながらスポーツ同行者は、部落の人たちである。この体育まつり以外、体育・スポーツへのかわりはない。

しかし、この体育まつりについては「当初は気が重かったが、回を重ねてくる最近では楽しみにしている」という。一方、妻の場合も、北成地区で催す体育まつりと子供の保育所の父母を対象に行われたゲートボールのレクリエーションの活動に参加している程度で、日常的な体育・スポーツは行っていない。

つぎに父母の場合、父は、この一年間の体育・スポーツ活動はなく、従って、町や部落の体育・スポーツ行事にも参加していない。その理由は、「若い時には、生活するのがやっとで、今は年をとってからだを動かすのがおっくうになり、今さらスポーツでもない」としながらも、しかし、「自分ではやれないが、若い人や部落の人がやることについては大賛成で、それで部落の連帯感が高まり、部落が明るくなって活気がでてよい」とスポーツに対し理解を示している。そして、「自分はスポーツはしないが、野菜づくりをして身体を動かしたり、1.5km離れた隣の家に自転車で遊びに行ったりして結構身体を使っているので、スポーツをしたのも同じだ」といい、日頃の農家の身体活動を体育・スポーツ活動と同様な意味づけをしている。

IV. 総 括

これまで若干の事例を通して、専業農民の体育・スポーツへの関わりを生活過程の中でみえた。ここでは、過去の体育・スポーツへの関わりを基にしながら、一つには公的社会体育活動への参加、二つには、日常的な生活の中での体育・スポーツへの関わりという観点からまとめていくことにする。

まず過去の体育・スポーツへの関わりであるが、高齢者の場合、事例1の夫が、「生活苦との闘いで娯楽を含めて、スポーツに関わることは全く考えられなかった」と述べているように、

貧しい家庭生活そして長い軍隊生活による生活の空白、その後の生活の確立との闘いの中で、学校時代における体育授業以外ほとんどのものが最近まで体育・スポーツへの関わりをもっていない。

一方、若夫婦の場合、事例―2にみるように、学校時代に部活動という積極的な経験を持ちながらも学校卒業後、独身時代、結婚して夫婦二人の時代さらには第1子が乳幼児の段階とそれぞれのライフステージにおいて、体育・スポーツへの関わりをもっていない。そこには、事例―2の夫が、「農家の後継者として家に残り、スポーツをする暇がない程働き、仕事が忙しいのと、身近に一緒にする仲間がいなかった」と述べているように、長時間の労働とそれに規定された余暇時間の不足という生活過程上の基本的問題に加えて、体育・スポーツを行なううえでの客観的条件の一つである仲間の不在によって、体育・スポーツから遠ざからざるをえなかった背景をみることができる。

このように、専業農民の多くが生活の闘いと手作業による長時間の農作業からくる余暇時間の不足という困難な条件の中で、体育・スポーツへの関わりをもちえなかった状況をかい間みることができよう。

以上のような過去の体育・スポーツ歴の中で、現在、専業農民は体育・スポーツへどのようなかたちで関わりをもっているのだろうか。すでにみてきたように、地区公民館事業として行われている公的社会体育活動の一つである「北成地区体育まつり」へは、26人中15人と過半数のものが参加している。この「体育まつり」について、事例―2の夫は、「兼業農家が増えてきてから部落のまとまりもなくなり、こうしたスポーツ行事が交流を深めるよい機会なのだから、もっと自発的に参加してくれるとよいのだが」と述べているように、大きな期待を寄せていることがうかがえる。さらに事例―3の夫も、「当初は気が重かったが、回を重ねてくる最近では、行事が近づくのを楽しみにしている」と述べているように、兼業農家の増大による専業農家との間の生活過程の違いと、それによってもたらされる個々の農家の孤立化という地域社会の変化の中で、この「体育まつり」は、農村地域住民の間に失われた絆をとりもどすための一つ的手段として、住民の間に位置づきつつあるといえる。そして、このような公的社会体育活動への参加は、彼等が現実の地域社会の変化の中で彼等なりに選択した一つの体育・スポーツへの参加形態でもあるといえよう。このような体育・スポーツへの関わりについて、すぐさま農民の体育・スポーツは「行事中心的」であると言われそうであるが、しかし、これも農民の生活との関わりの中で出てきている一つの形態であることはまちがいないことである。

以上みてきたように、農民は公的社会体育活動への参加という形態での体育・スポーツへの関わりをもっているが、次に日常的な生活の中での関わりについてみていくことにしたい。すでに1年間の農作業過程、1日の生活時間過程の中でみてきたように、農作業の機械化などによる農家の生産・生活過程の変化は、体育・スポーツへ関わり得る条件を生みだしてきているが、他方では、人口減少など新たなスポーツ活動の疎外要因の発生などがあり、従って現実には必ずしも日常的ないわゆる「西欧市民スポーツ型」の主体的・自発的な体育・スポーツへとは結びついていない。しかし、事例―3の父が、「自分はスポーツはしないが、野菜づくりをして身体を動かしたり、1.5km離れた隣の家で自転車で遊びに行ったりして結構身体を使っているので、スポーツをしたのも同じだ」と述べていることに端的に示されているように、農民にとって体育・スポーツは、「身体を動かすこと」として、その意識レベルでは生活とのかかわりの中でとらえられているのである。このことをもって、農民の体育・スポーツは他律的であるということは易い。し

かし、農業の担い手の高齢化、後継者不在及び農政に対する不安など農村の体育・スポーツをとりまく困難な社会的条件の中で、こうした実体レベルでの農民の体育・スポーツへの関わりを直視することこそ、今後の農村の体育・スポーツ振興を考えるうえで重要なことであると考えている。

これまで、従来の地域スポーツ研究の到達点をふまえながら私たちは今後の地域スポーツ研究に新たな視野に立った資料を提供しようという試みの手はじめとして、専業農民を対象にその体育・スポーツへの関わりの実態をみてきた。しかし、先行研究の吟味の不十分さ、分析枠組の不備、事例の扱い方の不備など、めにつくものは多いが、地域の体育・スポーツ研究に対する一つの試論として大方の批判を仰ぎたい。

註

- 1) 中島信博・上羅 広「地域社会におけるスポーツ」、『体育社会学研究』vol.4, 1975, 68～69頁。その問題点を私なりに要約していえば、次の4点である。①行政の枠内でいかにスポーツを振興するかという行政の立場からの発想を基本としていること。②住民の生活要求に根ざしたスポーツ活動の分析に十分な注意がはられていないこと。③西欧市民スポーツの単純な移入にまつわる危険性。④単なる実態報告に終始しがちであったこと。
- 2) 松村和則「『地域』におけるスポーツ活動分析の一試論」、『体育社会学研究』vol. 7, 1978, 65頁。
- 3) 上羅 広「農村社会における“体育”」, 塚本哲人編『地域社会の構造と住民の意識』, 1977, 137頁。
- 4) 岩城完之「地域生活と地域問題」, 蓮見音彦・奥田道大編『地域社会論』, 有斐閣, 1980, 139頁。尚, 生活の社会的再生産過程の立場から生活構造を把握する基本視角については, 布施鉄治「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」, 『北大教育学部紀要』26号, 1976, 布施鉄治「戦後日本農村社会学の展開と農民層の『生産・労働—生活過程』分析の視角」, 北川隆吉監修『社会・生活構造と地域社会』, 時潮社, 1975, 等を参照のこと。又, 従来の生活構造論について批判的な検討を加えたものとして, 布施・岩城・小林「生活過程と社会構造変動に関する一考察」, 『社会学評論』99号, 1974がある。
- 5) 広報誌『たかす』, 1981, 4月号, 4～5頁。尚, 本館方式から本館併立方式への移行に伴い町では, ①地区公民館活動費を年額60万円から350万円に増額, ②地区に館長, 主事の4名体制を確立, ③教育委員会職員の定期的勤務などの方策をとった。
- 6) 本館併立(地区館)方式とは, 「それぞれの公民館が対等な関係にあり, 各館が自主性をもって事業がすすめられる」と言われているものである。社会教育推進全国協議会編『社会教育ハンドブック』, 総合労働研究所, 1979, 155頁。
- 7) この町の健康事業については, 吉本光一『80年代北海道の医療を診断する』, 太陽出版, 1980, 財団法人過疎地域問題調査会編『過疎地域問題調査報告書』, 1979, 北海道社会福祉研究会編『北海道の福祉1982』, 北海道新聞社, 1982等を参照のこと。
- 8) 「農民によく見かける肩こり, 頭痛, 頭重, 腰痛, 胸・背痛, めまい, 手足のしびれなど」の症状を呈する病気で, 「ビタミンや蛋白質などの欠乏, 過労, 睡眠不足などでおきる」と言われている。吉本, 前掲書, 234頁。
- 9) 愛媛県松山市に本部を置く, 「生命の貯蓄体操」と呼ばれる東洋体操を指しており, 鷹栖町ではそれを「健康体操」と言っている。この体操は, 「要の体操」, 「自強術」, 「組み体操」の3部で構成されている。尚, 鷹栖町では, 昭和50年から疾病予防などの目的からこの体操を普及し始めたのである。それ以前, 昭和45年から町では農夫症候群の克服を目指して柔軟体操を普及したが, 町民の間に広まらなかったために, この体操を取り入れたということである。
- 10) 昭和56年度の決算では, 総収入989,364円のうち町からの補助金が80万円で, その割合は8割となっている。『昭和57年度鷹栖町体育協会総合議案』。
- 11) 公民館運営委員会規則は以下の通りである。

鷹栖町北成地区公民館運営委員会規則

(設 置)

第1条 鷹栖町北成地区公民館の円滑な運営を図るため、鷹栖町北成地区公民館運営委員会（以下「委員会」という）を置く

(目 的)

第2条 委員会は地域の社会教育振興のための事業の運営に当たる

(事務所)

第3条 委員会の事務所を鷹栖町北成公民館内に置く

(構 成)

第4条 1 委員会は、次の各号に掲げる組織及び役員をもって構成する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 運営委員長 | 1名 |
| (2) 運営副委員長 | 1名 |
| (3) 北成地区公民館長 | 1名 |
| (4) 事務局長（主事） | 3名 |
| (5) 常任委員 | |
| ア. 各農事組合長 | 9名 |
| イ. 各部々長 | 5名 |
| (6) 団体代表委員 | |
| ア. 真成会 | 1名 |
| イ. 北成カラオケクラブ | 1名 |
| ウ. フラワークラブ | 1名 |
| エ. 囲碁、しょうぎクラブ | 1名 |
| オ. 若草会 | 1名 |
| カ. 書道クラブ | 1名 |
| キ. 北成スポーツクラブ | 1名 |
| ク. 健康体操クラブ | 3名 |
| ケ. 保健推進委員 | 2名 |
| コ. スポーツ推進委員地区代表 | 1名 |
| サ. 婦人会 | 1名 |
| シ. 農協婦人部 | 1名 |
| ス. 若妻会 | 1名 |
| セ. 老人会 | 1名 |
| ソ. ダンスクラブ | 1名 |
| タ. 農協青年部 | 1名 |

(7) 監 査 若干名

2. 委員会には必要に応じて他の役員を置くことができる

3. 委員会には顧問を置き適宜助言を受ける

(委員等の役割)

第5条 委員会各委員の役割は、次の各号に掲げる事項とする

1. 運営委員長
会務を統理し、委員会を代表する
2. 副委員長
委員長を補佐し、委員長事故あるときその職務を代行する
3. 公民館長
関係法・条例等の示すところに基づき会務の円滑な推進に当たる
4. 事務局
館長の指示に従って会務を整理する
5. 常任委員

下記の事項についての企画及び運営に当たる

- ア. 活動の目標や方針及び事業計画の設定並びに事業推進の具体的運営, 評価に関する
こと
- イ. 公民館活動の調査及び広報活動の企画運営に関すること
- ウ. 公民館施設々備の効果的な管理利用及び環境整備の企画に関すること
- エ. 他委員との連絡調整に関すること
- オ. 予算編成及び執行の基本計画の設定に関すること

6. 団体代表委員

下記の事項について運営に当たる

- ア. 事業計画の検討及び団体構成員への連絡又は意見集約に関すること
- イ. 事業実施の啓もう及び運営協力に関すること
- ウ. 他委員, 団体との連絡調整に関すること

7. 監 査

会計の監査を行う

(委員の任期)

第6条 委員の任期は次のとおりとする

- 1. 委員の任期は2年を原則とする。ただし, 各団体より選出された委員の任期は所属団体
で定める。運営委員長については次期総会までの期間とする
- 2. 委員が欠員し補充されたときは前任者の残任期間とする

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする

- 1. 運営委員長は連合会長をもって当てる
- 2. 副委員長はPTA会長をもって当てる
- 3. 常任委員・団体代表委員は各区・各団体から選出された者をもって運営委員長が委嘱する
- 4. 監査・顧問は運営委員長が委嘱する
- 5. 各部部长は各関係団体代表の互選により選出し運営委員長が委嘱する

(会 議)

第8条 委員総会を下記により行う

- 1. 毎年4月に定期委員総会を開き次の事項を協議する
 - ・年度の活動方針, 事業計画
 - ・会計報告, 予算
 - ・役員の改選
 - ・その他会務に関する事項
- 2. 委員総会はその他必要に応じて運営委員長が召集する
- 3. 議事は運営委員長が進行する

第9条 常任委員会(常任委員以上をもって構成)・部会は下記により行う

- 1. 常任委員会は必要に応じ運営委員長が召集する
- 2. 部会は必要に応じ部長が召集する

(その他)

第10条 北成地区公民館の使用基準並びに使用規定は別に定める

附 則

この規則は昭和56年5月12日から施行する